平成２８年（フ）第２３号
大阪府茨木市真砂２丁目14番17号　アネックスウエスト103号、開始決定時大阪市東淀川区豊里７丁目13番８号　ＴＹコーポ203号
破産者　鈴木運送こと　鈴木　　武
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７１０号
大阪府吹田市片山町３丁目35番３号、事業所所在地大阪府吹田市江坂町１―18―18　江坂パークビル403号室
破産者　トータルビューティーサロンＢＩＥＮ～美縁～こと岡崎陽こと　岡崎　　陽
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０１３号
大阪府箕面市稲１丁目13番41号
破産者　山田幸商店こと　山田　幸次
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２２８号
大阪府寝屋川市池田南町18番６号、前住所大阪府寝屋川市仁和寺町31番25号
破産者　水島　泰次
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４７６号
大阪市天王寺区国分町２番５号　ＰＭビル
破産者　前田　信行
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７６３号
大阪府吹田市千里山霧が丘２番１―302号
破産者　竹村　典子
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８８３号
大阪市鶴見区焼野１丁目南４番５―801号
破産者　長谷部　豊
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７４９号
大阪市城東区鴫野西３丁目３番２号
破産者　瓜本　元樹
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０５６号
大阪市東淀川区上新庄３丁目20番10号
破産者　中辻　　順
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４９１号
大阪市東住吉区田辺２丁目１番17―402号、住民票上の住所大阪市平野区喜連３丁目４番12号
破産者　ミサキ電設こと　町田　英輔
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１８０号
大阪市鶴見区徳庵２丁目５番３―106号、前住所大阪市鶴見区今津北２―１―14
破産者　林　　光男
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１８１号
大阪市鶴見区徳庵２丁目５番３―106号、前住所大阪市鶴見区今津北２―１―14
破産者　林　　月子
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１８９号
奈良県香芝市西真美１丁目29番地13
破産者　木下　学之
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２４９号
大阪市平野区長吉六反３丁目６番４号　405
破産者　定久久美子（旧姓青山）
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３３６号
大阪市港区波除１丁目２番５―1205号、住民票上の住所大阪市淀川区宮原２丁目５番10号
破産者　渡邉　伸二
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８０号
大阪府大東市灰塚５丁目３番29号
破産者　萩野　　裕
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８７５号
神戸市灘区徳井町２丁目３番19―302号、従前の住所神戸市森後町３丁目５番３―1102号
破産者　八波　正雄
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９０号
神戸市東灘区御影３丁目26番12号
破産者　岡本　俊一
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部